

先住民族の権利に関する国際連合宣言

(「先住民に関する国連作業部会」第 11 会期において合意された草案)
[国連文書:E/CN.4/Sub.2/1994/2/Add.1]

翻訳 手島武雅

全ての民族が、異なり、また自らを異なると考え、そして異なるとして尊重される権利を承認する一方、先住民族が他の全ての民族に対して尊厳と権利とにおいて平等であることを確認し、

全ての民族が、人類の共通遺産を成す文明と文化の多様性と豊かさに貢献することもまた確認し、

出身国、人種的、宗教的、民族的または文化的な差異を根拠とする民族または個人の優越を基盤としたり、主唱する全ての教義、政策、慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社会的に不正であることをさらに確認し、

先住民族は、彼(女)らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも自由であるべきことをまた再確認し、

先住民族は、これまで彼(女)らの人権と基本的自由を剥奪されてきており、その結果、とりわけ、彼(女)らの植民地化と彼(女)らの土地、領土および資源の奪取が起り、かくしてそれが、特に、彼(女)ら自身の必要と利益に一致した発展に対する彼(女)らの権利を彼(女)らが行使することを妨げてきたことを懸念し、

先住民族の政治的、経済的および社会的構造に、そして彼らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来する彼らの生得の権利と特徴、特に、彼らの土地、領土および資源に対する彼らの権利を尊重しかつ伸展させる緊急の必要性を認識し、

先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的高揚のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で、終止符を打つために自らを組織しつつあるという事実を歓迎し、

先住民族と彼(女)らの土地、領土および資源に影響を及ぼす開発に関する先住民族による統制は、彼(女)らが、彼(女)らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして彼(女)らの願望と必要に一致した発展を推進することを可能にすると確信し、

先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で公正な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し、

先住民族の土地および領土の非軍事化の必要性と、それが世界の諸国と諸民族の間の平

和、経済的・社会的進歩と発展、理解、そして友好関係に貢献することを強調し、

先住民族の家族と共同体が、彼（女）らの子どもの育成、訓練、教育および福利に対して共有された責任を保持する権利を特に認識し、

先住民族が、共存、互恵および完全尊重の精神において国家との彼（女）らの関係を自由に決定する権利を有することもまた認識し、

国家と先住民族との間の条約、協定および他の取り決めは、正当に国際的な関心と責任の問題であると考え、

国際連合憲章、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、そして市民的および政治的権利に関する国際規約が、全ての民族の自決の権利の根本的重要性を確認しており、その権利に基づき、彼（女）らが自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することを認め、

本宣言中の何も、いかなる民族に対してもその自決の権利を否認するために利用されてはならないことを心に銘記し、

国家に対し、先住民族に当てはまる全ての国際法文書、特に人権に関連する文書に、当該民族との協議と協力において、従いつつ効果的に実行することを奨励し、

国際連合が先住民族の権利の推進と保障において演じるべき重要かつ継続する役割を有することを強調し、

本宣言が、先住民族の権利と自由の承認、推進および保障への、そしてこの分野における国際連合体系の適切な活動の展開においての、さらなる重要な一歩前進であることを信じ、

以下の、先住民族の権利に関する国際連合宣言を厳粛に宣言する。

第1部

第1条

先住民族は、国際連合憲章、世界人権宣言および国際人権法に認められている全ての人権と基本的自由の十分かつ効果的な享受に対する権利を有する。

第2条

先住民個人および民族は、自由であり、かつ尊厳と権利において他の全ての個人および民族と平等であり、さらに、いかなる種類の否定的差別からも、特に彼（女）らの先住民族としての出自あるいはアイデンティティ（帰属意識）に基づく差別から自由である権利を有する。

第3条

先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第4条

先住民族は、国家の政治的、経済的、社会的および文化的生活に、彼（女）らがそう選択すれば、完全に参加する権利を保持する一方、彼（女）らの法制度に加えて、彼（女）らの明確に異なる政治的、経済的、社会的および文化的特徴を維持しかつ強化する権利を有する。

第5条

全ての先住民個人は、ナショナルリティ（国籍／民族籍）に対する権利を有する。

第2部

第6条

先住民族は、明確な民族として自由で平和にそして安全に生活し、ジェノサイド（集団虐殺）または、あらゆる口実の下での家族および共同体からの先住民の子どもの引き離しを含む、他のあらゆる暴力行為に反対する十分な保証に対する集団的権利を有する。

さらに、彼（女）らは、生命、身体および精神の保全、自由および個人の安全に対する個人的権利を有する。

第7条

先住民族は、以下の行為の防止およびそれに対する矯正・賠償を含め、エスノサイド（民族根絶）および文化的ジェノサイドにさらされない集団的および個人的権利を有する。

- ・明確な民族としての彼（女）らのまとめり、彼（女）らの文化的価値観あるいは民族的アイデンティティを剥奪する目的または結果をもつあらゆる行為。
- ・彼（女）らからその土地、領土または資源を収奪する目的または結果をもつあらゆる行為。
- ・彼（女）らの権利を侵害したり脅かす目的または結果をもつあらゆる形態の住民移転。
- ・立法的、行政的または他の措置によって彼（女）らに押し付けられた他の文化または生活様式によるあらゆる形態の同化または統合。
- ・彼（女）らに反して向けられたあらゆる形態のプロパガンダ（宣伝）。

第8条

先住民族は、自らを先住(indigenous)と認定しかつそのように認知される権利を含めて、彼（女）らの明確に異なるアイデンティティおよび特徴を維持しかつ発展させる集団的および個人的権利を有する。

第9条

先住民族およびその個人は、当該共同体または国（nation）の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または国に属する権利を有する。いかなる種類の不利益もかかる権利の行使から生じてはならない。

第10条

先住民族は、彼（女）らの土地または領土から強制的に移転させられない。当該先住民族の自由でかつ情報に基づく合意なしに、また公正で公平な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われぬ。

第11条

先住民族は、武力紛争の時期における特別の保護と安全に対する権利を有する。

国家は、緊急事態および武力紛争の状況における文民の保護のための国際規準、特に1949年のジュネーブ第4条約を順守し、次の事は行わない。

- ・先住民個人を彼（女）らの意志に反して軍隊に、そして特に、他の先住民族に対する利用のために入隊させること。
- ・いかなる状況においても、先住民の子どもを軍隊に入隊させること。
- ・先住民個人に彼（女）らの土地、領土あるいは生活手段を放棄することを強制したり、あるいは彼（女）らを軍事目的のための特別施設に転住させること。
- ・先住民個人に軍事目的のために差別的条件下で働くことを強制すること。

第3部

第12条

先住民族は、彼（女）らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な場所、加工品、文様、儀式、技術、視覚芸術および演じる芸術、そして文学といった、彼（女）らの文化の過去、現在、未来の表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利、さらに、彼（女）らの自由でかつ情報に基づく合意なしに、あるいは彼（女）らの法律、伝統および慣習に違反して取得された文化的、知的、宗教的および精神的な財産の返還に対する権利が含まれる。

第13条

先住民族は、彼（女）らの精神および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、そして教える権利、彼（女）らの宗教的および文化的な場所を維持し、保護し、そして密かにそこに立ち入る権利、儀式用の物の使用と管理の権利、人間の遺骸や遺骨などの返還に対する権利を有する。

国家は、埋葬地を含む先住民族の神聖なる場所が保存され、尊重され、そして保護されることを確実にするために、当該先住民族と連携して効果的措置を取ることとする。

第 14 条

先住民族は、彼（女）らの歴史、言語、口承伝統、哲学、文字体系および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利、並びに彼（女）ら独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。

国家は、この権利が保障されることを確実にするために、また、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、必要な場合は通訳の提供または他の適切な手段によって、彼（女）らが理解できかつ理解され得ることを確実にするために、先住民族のいかなる権利でも脅かされそうな時は常に、効果的措置を取ることとする。

第 4 部

第 15 条

先住民族の子どもは、国家のあらゆるレベルと形態の教育に対する権利を有する。全ての先住民族もまた、この権利と彼（女）ら独自の言語で教育を提供する彼（女）らの教育制度および機関を、彼（女）らの文化的な教授法および学習法に適した方法で確立し、統轄する権利を有する。

彼（女）らの共同体の外に居住する先住民族の子どもは、彼（女）ら独自の文化と言語での教育に対するアクセスを提供される権利を有する。

国家は、これらの目的のために適切な資源を提供するための効果的措置を取ることとする。

第 16 条

先住民族は、彼（女）らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳と多様性をあらゆる形態の教育および公共情報に適切に反映させる権利を有する。

国家は、先住民族および社会の全ての成員の間で、偏見と差別を除去し、寛容、理解および良好な関係を推進するために、当該先住民族との協議において、効果的措置を取ることとする。

第 17 条

先住民族は、彼（女）ら自身のメディアを彼（女）ら自身の言語で確立する権利を有する。彼（女）らはまた、あらゆる形態の非先住民族メディアへの平等なアクセスに対する権利を有する。

国家は、国有のメディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確実にするための効果的措置を取ることとする。

第 18 条

先住民族は、国際労働法および国内労働法の下で確立された全ての権利を十分に享受する権利を有する。先住民個人は、労働、雇用、または給与のいかなる差別的条件にも従

わせられない権利を有する。

第5部

第19条

先住民族は、彼（女）ら先住民族固有の決定作成制度を維持しかつ発展させる権利のみならず、彼（女）らの権利、生活および運命に影響を及ぼし得る事柄における決定作成の全てのレベルで彼（女）ら自身の手続きに従って彼（女）ら自身によって選ばれた代表を通じて、彼（女）らがそう選択すれば、完全に参加する権利を有する。

第20条

先住民族は、彼（女）らに影響を及ぼし得る立法的または行政的措置の考案に、彼（女）らによって決定された手続きを通じて、彼（女）らがそう選択すれば、完全に参加する権利を有する。

国家は、そのような措置を採択し実行する前に当該民族の自由でかつ情報に基づく合意を得ることとする。

第21条

先住民族は、彼（女）らの政治的、経済的および社会的体制を維持しかつ発展させ、生存と発展の彼（女）ら独自の手段の享受において安全であり、そして彼（女）らの全ての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。生存と発展の彼（女）らの手段を剥奪されてきた先住民族は、公正かつ公平な補償を得る権利を有する。

第22条

先住民族は、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、そして社会保障の領域を含めて、彼（女）らの経済的および社会的条件の早急で効果的かつ継続的改善のための特別措置に対する権利を有する。

先住民の高齢者、女性、若者、子ども、そして障害者の権利と特別なニーズに特別な注意が払われることとする。

第23条

先住民族は、発展に対する彼（女）らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定しかつ展開する権利を有する。特に、先住民族は、彼（女）らに影響を及ぼしている全ての健康、住宅、その他の経済的および社会的施策を決定しかつ展開し、できる限り、そのような施策を彼（女）ら自身の制度を通じて執行する権利を有する。

第24条

先住民族は、生命維持に必要な薬用の動植物および鉱物の保護に対する権利を含めて、彼（女）らの伝統医薬と保健の実践に対する権利を有する。

彼（女）らはまた、全ての医療制度、保健サービスおよび治療を何の差別もなく利用する権利を有する。

第6部

第25条

先住民族は、彼（女）らが伝統的に領有もしくは他の方法で占有または使用してきた土地、領土、水域および沿岸海域、その他の資源との彼（女）らの独特な精神的および物質的関係を維持しかつ強化し、そしてこの点における未来の世代に対する彼（女）らの責任を守る権利を有する。

第26条

先住民族は、土地、空域、水域、沿岸海域、海水、動植物相および他の資源の総合的環境を含めて、彼（女）らが伝統的に領有もしくは他の方法で占有または使用してきた土地および領土を領有し、開発し、統制し、そして使用する権利を有する。これには、彼（女）らの法律、伝統と慣習、土地保有体系、並びに資源の開発と管理のための制度の完全な承認に対する権利、およびこれらの権利へのいかなる干渉も、あるいはその移転または侵害も防止するための国家による効果的措置に対する権利を有する。

第27条

先住民族は、彼（女）らが伝統的に領有もしくは他の方法で占有または使用してきて、彼（女）らの自由でかつ情報に基づく合意なしに没収、占有、使用されたり、または損害を受けたりした土地、領土および資源の返還に対する権利を有する。

これが可能でない場合、彼（女）らは、公正かつ公平な補償に対する権利を有する。当該民族による他の内容での自由な合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領土および資源の形を取ることとする。

第28条

先住民族は、彼（女）らの土地、領土および資源の総合的環境と生産能力の保全、復元および保護に対して、並びに自家からおよび国際協力を通じてのこの目的のための援助に対して権利を有する。当該民族による他の内容での自由な合意がなければ、先住民族の土地および領土において軍事活動を行ってはならない。

国家は、先住民族の土地および領土において有害物質のいかなる貯蔵も廃棄も行われないうことを確実にするための効果的な措置を取ることとする。

国家はまた、そのような物質によって影響を受ける民族によって作成されかつ実行される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための施策が適切に実行されることを、必要に応じて、確実にするための効果的な措置も取ることとする。

第29条

先住民族は、彼（女）らの文化的および知的財産の完全な所有権、管理権および保護に対する承認を得る権利を有する。

彼（女）らは、人間および他の遺伝学的資源、種子、医薬、動植物相の特性についての

知識、口承伝統、文学、文様、並びに視覚芸術および演じる芸術を含め、彼（女）らの科学、技術および文化的表現を統制し、発展させ、そして保護するための特別措置に対する権利を有する。

第 30 条

先住民族は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼（女）らの土地、領土および他の資源に影響を及ぼすいかなるプロジェクト（計画）の承認にも先だち、国家が彼（女）らの自由でかつ情報に基づく合意を得ることを必須要件とする権利を含めて、彼（女）らの土地、領土および他の資源の開発または使用のための優先事項と戦略を決定しかつ展開する権利を有する。

当該先住民族との合意に準じて、公正かつ公平な補償が、実行されるいかなるそのような活動および措置に対しても、環境的、経済的、社会的、文化的または精神的な悪影響を軽減するために提供されることとする。

第 7 部

第 31 条

先住民族は、彼（女）らの自決権を行使する一つの具体的な形態として、文化、宗教、教育、情報、メディア、保健、住宅、雇用、社会福祉、経済活動、土地および資源の管理、環境、部外者の立ち入り、およびこのような自治機能を賄うための方法と財源を含めて、彼（女）らの内部的および共同体的（local）問題に関連する事柄における自律（autonomy）あるいは自治（self-government）に対する権利を有する。

第 32 条

先住民族は、彼（女）らの慣習と伝統に従って、彼（女）ら自身の市民の資格を決定する集団としての権利を有する。先住民族市民としての身分は、先住民個人が、彼（女）らの住む国家の市民権を取得する権利を損なわない。

先住民族は、彼（女）ら自身の手続きに従って、彼（女）らの制度の構造を決定しかつその構成員を選抜する権利を有する。

第 33 条

先住民族は、国際的に承認された人権規準に従って、彼（女）らの制度的構造および彼（女）らの独特な法律上の慣習、伝統、手続きおよび慣行を推進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

第 34 条

先住民族は、自己の共同体に対する個人の責任を決定する集団としての権利を有する。

第 35 条

先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、精神的、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。

国家は、この権利の行使および実行を保証するための効果的な措置を取ることにする。

第 36 条

先住民族は、国家またはその継承者と締結された条約、協定および他の建設的取り決めの原初の精神と意図に従った、それらの承認、遵守、実施に対する権利、および国家にそのような条約、協定および他の建設的取り決めに敬意を表しかつ尊重させる権利を有する。他の方法で解決され得ない紛争および争議は、全ての当事者によって合意される所管の国際機関に提出されるべきである。

第 8 部

第 37 条

国家は、本宣言の条項を十分に実行するために、当該先住民族と協議して、効果的かつ適切な措置を取ることにする。ここに承認されている権利は、先住民族が実際にそのような権利を利用できるような方法で国内法において採択されかつ収められることにする。

第 38 条

先住民族は、彼（女）らの政治的、経済的、社会的、文化的および精神的発展を自由に追求するために、そして本宣言に承認されている権利と自由の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての十分な資金的および技術的な援助を利用する権利を有する。

第 39 条

先住民族は、彼（女）らの個人的および集団的権利の全ての侵害に対する効果的な救済に対する権利のみならず、国家との紛争および争議の解決のための相互に受容可能かつ公平な手続きを利用し、かつそれを通じての迅速な決定を得る権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則および法制度を考慮に入れることにする。

第 40 条

国際連合体系の機関および専門機関ならびに他の政府間機関は、とりわけ、資金協力と専門技術的援助の動員によって、本宣言の条項の完全実現に貢献することとする。先住民族に影響を及ぼす問題に関して彼（女）らの参加を保証する方法と財源を確立することとする。

第 41 条

国際連合は、この分野における特別の権能と先住民族の直接参加をもつ最高レベルの機関の創設を含めて、本宣言の実行を保証するために必要な措置を取ることにする。全ての国際連合機関は、本宣言の条項の尊重と完全適用を推進することとする。

第 9 部

第 42 条

ここに承認されている権利は、世界の先住民族の生存と尊厳と福利のための最低限度の

規準を成す。

第 43 条

ここに承認されている全ての権利と自由は、男性と女性の先住民個人に等しく保証される。

第 44 条

本宣言中の何も、先住民族が保有していたり、あるいは取得するかもしれない、現存または将来の権利を縮小あるいは消滅させると解釈されてはならない。

第 45 条

本宣言中の何も、いかなる国家、集団あるいは個人に対しても、国際連合憲章に反する活動に従事したり、またはそのような行為を行ういかなる権利も含意としてもつと解釈されてはならない。

紹介

CBD・Akwé: Kon ガイドラインについて

田上麻衣子

2004年2月9日～20日、「生物多様性に関する条約（生物多様性条約）（Convention on Biological Diversity：以下、「CBD」という。）」の第7回締約国会議（COP7）がマレーシアのクアラルンプールで開催された。COP7では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的な制度（International Regime：IR）の構築の是非及びその在り方が最大の争点となり、注目を集めた。しかし、法的拘束力のある国際的な制度の構築を求める開発途上国と、まずはWTOのTRIPS理事会、世界知的所有権機関（WIPO）、国連食糧農業機関（FAO）等における国際的な取り組みの進展や後述するボン・ガイドライン等を基にした経験の蓄積が優先と考える先進国との間の溝が埋まらず、結論を得るには至らなかった。結局、COP7では、国際的な制度の在り方に関し、交渉プロセス（Process）、その性格（Nature）、範囲（Scope）及び考慮すべき要素（Elements）等を含む今後の検討事項（Terms of Reference：TOR）が合意された¹。このTORに従って、2006年3月20日～31日にブラジル（クリティバ）での開催が予定されているCBD第8回締約国会議（COP8）までに、タイ（バンコク）（2005年2月14日～18日）及びスペイン（グラナダ）（2006年1月30日～2月3日）で計2回のアクセス及び利益配分に関するアドホック・オープンエンド会期間作業部会（the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing：ABS-WG）を開催し、そこでCOP8に向けた検討を行うこ

¹ Terms of Reference for the Ad Hoc Open-ended Working Group On Access and Benefit-sharing, *Report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/7/21 (April 13, 2004), pp. 300-302.

ととなった。

このように、焦点であった国際的な制度に関する議論は先送りとなったものの、一方で、COP7では伝統的知識の保護に関連した第8条j項に関連して、一つの大きな進展があった。それが、本稿の対象である「原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのAkwé: Kon任意ガイドライン²」(以下、「Akwé: Konガイドライン」という。)の採択である。

Akwé: Konガイドラインが策定された背景について概説すると、多くの原住民の社会及び地域社会は、これまで長きに渡って遺伝資源の豊富な地域に暮らし、持続可能な方法で生物多様性を利用し、その地域の環境と密接に結びついた文化や知識を育んできた。しかし、原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域にも開発の手が伸びるにつれ、開発がもたらす長期的悪影響、特にこれらの地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行の喪失が、重大な懸案事項となり始めた。

他方、CBDの第8条j項では、各締約国に対し、可能な限り、かつ、適当な場合に、自国の国内法令に従って、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」が要請された。そして、この第8条j項の履行に関しては、1995年の第2回締約国会議(COP2)の「知的財産権に関する決議(COP

² Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities, *Report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/7/21 (April 13, 2004), pp. 260-275.(available at <http://www.biodiv.org/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf>) (last visited October 28, 2005)

Decision II/12)」、1996年の第3回締約国会議(COP3)の「第8条j項の履行に関する決議(COP Decision III/14)」等でも言及され、検討が要請された。1998年の第4回締約国会議(COP4)では、締約国会議に対して第8条j項の履行に関する助言を行うことを任務とする「第8条j項及び関連規定に関するアドホック・オープンエンド会期間作業部会(the Ad Hoc Open-ended Inter-Sessional Working Group on Article 8(j))」(以下、「第8条j項作業部会」という。))が設置された(COP Decision IV/9)。

そして、この第8条j項作業部会及び締約国会議(COP6)等における議論を通じて、開発が与える文化的、環境的及び社会的影響に関する懸念が示され、影響アセスメントが適切な手順及び方法で行われることを確保するために、文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのガイドライン策定の必要性が確認された。

その後、2000年5月に開催されたCBD第5回締約国会議(COP5)において、「第8条j項及び関連規定に係る作業計画」が採択された。そして、そのタスク9として第8条j項作業部会に対し、原住民の社会及び地域社会と協力してガイドラインを策定することが求められたことを受けて³、具体的なガイドラインの作成作業が開始された。起草期間を経て、2003年12月8日～12日にモンテリオールで開催された第3回第8条j項作業部会会合においてガイドライン(案)が示され、同作業部会での修正・承認を経てガイドライン案がCOP7に付託され、最終的に採択された。

Akwé: Konガイドラインのタイトルとなった「Akwé: Kon」という用語は、「アグウェイ・グー(agway-goo)」と発音する。ガイドラインの交渉が行われたモンテリオールの近郊に位置するKahnawake地域社会により提供されたMohawk族の言葉で、「森羅万象(everything in creation)」を意味する。タイトルの決定過程では、ガイドラインによる影響を主として受けるのは原住民であるため、原住民の言葉を用いたタイトルを付けることが合意された。そこで、「Kahnawakeガイドライン」又は「Kaniienkehガイ

³ Programme of Work on the Implementation of Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity, Decision V/16 Article 8(j) and related provisions, Report of the Fifth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/5/23 (June 22, 2000), pp. 144-145.

ドライン」等、いくつかの案が提示されたが、使用に際して原住民の合意が得られ、かつ発音の容易な言葉という観点から選定が進められ、最終的に「Akwé: Kon」を用いることでコンセンサスが得られた。

なお、交渉過程で大きな論点の一つとなったのが、Akwé: Kon ガイドラインの法的性質である。フィリピンや生物多様性に係る国際原住民フォーラム (International Indigenous Forum on Biodiversity : IIFB) からは、法的拘束力のある文書とすべきという意見も出されたが、アルゼンチン、カナダ、ケニア、パハマ等の諸国がこれに即座に反対し、多くの国も反対の姿勢を示したため、「任意のガイドライン (Voluntary Guidelines)」となった (Guideline という名称の前に、更に Voluntary という文言が付されており、法的拘束力がないことが強調されている。)

このように任意ではあるものの、Akwé: Kon ガイドラインは、各国政府や企業等が、原住民の社会及び地域社会並びに彼らによって伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域に影響を与える可能性のある開発についてのアセスメントを実施する際の包括的なルールを提示するものである。ガイドラインを採択した決議において、締約国会議は、本ガイドラインが他の地域社会の生物多様性及び生活に悪影響を及ぼすべきでないこと並びに国際法及び他の国際的義務に合致する方法で実現されるべきであることを確認した上で、締約国及び政府に対し、以下のことを要請している。

- Akwé: Kon ガイドラインを国内法、政策及び手続に組み込むための選択肢を探求するために、文化的、環境的及び社会的影響アセスメントに関する事柄の法的及び制度的調査を開始すること。
- 第6回締約国会議において承認された「生物多様性関連問題を環境的影響アセスメント法及び/又はプロセス並びに戦略的環境アセスメントに組み込むためのガイドライン⁴」とともに、必要に応じて Akwé: Kon

⁴ Guidelines for Incorporating Biodiversity-related Issues into Environmental Impact Assessment Legislation and/or Process and in Strategic Environmental Assessment , COP decision VI/7 Annex, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/6/20 (May 27,

ガイドラインを使用すること。

- 関連政府当局、原住民の社会及び地域社会とその組織、民間企業開発業者、市民社会組織、開発の潜在的利害関係者及び一般国民に対し、Akwé: Kon ガイドラインの存在並びに原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施する開発が提案される場合におけるそれらの適用の必要性を自覚させることを目的として、公共教育及び啓蒙活動を実施するとともに、そのための戦略を策定すること。

さらに、締約国会議は、開発及び生物多様性保全に携わっている政府間組織、政府間協定の当事国及び市民社会組織に対しても、Akwé: Kon ガイドラインを考慮するよう求めている。今後、政府や開発者は、原住民の社会及び地域社会に影響を与えるような採掘、伐採、水力発電ダム建設等の大きなプロジェクトに着手する前に、Akwé: Kon ガイドラインに留意し、原住民の社会及び地域社会と協議を行うことが期待される。

CBD に関連した任意のガイドラインとしては、2002年4月7日～16日にオランダのハーグで開催された第6回締約国会議 (COP6) で採択された「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン (通称: ボン・ガイドライン⁵)」が広く知られている。ボン・ガイドラインは、締約国及び利害関係者に対して、遺伝資源へのアクセスを促進し、公正かつ衡平な利益配分を保障するための透明性の高い枠組みを提供すること等を目的として策定されたものである。同ガイドラインは、遺伝資源へのアクセスと利益配分に係る法律上、行政

2002).

⁵ *Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization*, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/6/20 (May 27, 2002), pp. 253-269. (available at <http://www.biodiv.org/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf>) (last visited October 28, 2005). 本ガイドラインはドイツのボンで策定されたことにちなみ、ボン・ガイドラインと名付けられた。

上又は政策上の措置並びにアクセスと利益配分に関する相互に合意する条件に基づく契約及びその他の取決めを起草及び策定する際の参考例を提供している。

CBDをめぐる議論では、アクセス及び利益配分というCBDの経済的側面が強調される傾向がある。しかし、CBDが掲げる①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という三つの目的を実現するためには、非経済的側面、すなわち、文化的、環境的及び社会的な視点が必要不可欠となるのは言うまでもない。そういう意味で、これらの非経済的側面に光を当てた Akwé: Kon ガイドラインは、ボン・ガイドラインと並び CBD を理解し、また実施していく上で非常に重要なガイドラインであるといえる。

こうした認識に基づき、今回、北海道大学21世紀 COE プログラム《新世代知的財産法政策学の国際拠点形成》、早稲田大学21世紀 COE プログラム《企業法制と法創造》及び東海大学平成17年度特許庁研究事業大学における知的財産権研究プロジェクトの協力の下、Akwé: Kon ガイドラインの翻訳を行った。我が国における Akwé: Kon ガイドラインの理解及び普及の際の一助となれば幸いである。

【資料】

【翻訳】

原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に係る文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のための Akwé: Kon 任意ガイドライン

青柳 由香・田上 麻衣子（共訳※）

I. 目的及び方法

1. 本ガイドラインは任意のガイドラインであり、締約国及び政府がそれぞれの国内法に従って影響アセスメント制度の制定及び実施を行う際の手引きとなることを意図している。本ガイドラインは、原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発の際には、必ず考慮に入れるべきである。
2. 本ガイドラインの目的は、原住民の社会及び地域社会の文化的、環境的（生物多様性関連を含む。）及び社会的考慮事項を新規又は既存の影響アセスメント方法に織り込むことに関し、既存の影響アセスメントがこれらの考慮事項を様々な方法により斟酌することに留意しつつ、一般的な助言を与えることである。本ガイドラインは、決議第 VI/7A のパラグラフ1において締約国会議により承認され、当該決議の付属文書となっている「生物多様性関連問題を環境影響アセスメント法及び/

※ 田上が I～III及びVIを、青柳がIV及びVを担当した。

又はプロセス並びに戦略的環境アセスメントに組み込むためのガイドライン」と共に適用すべきである。

3. さらに具体的には、本ガイドラインの目的は、政府、原住民の社会及び地域社会、政策決定者、開発管理者が次のことを行うことができる協力枠組みを提供することである。

- (a) 選抜、範囲決定及び開発計画の実行における原住民の社会及び地域社会の十分かつ効果的な参加及び関与を支援すること
- (b) 原住民の社会及び地域社会、とりわけ、開発の悪影響を偏って多大に被ることの多い女性の文化的、環境的及び社会的関心及び利益を適切に考慮すること
- (c) 伝統的知識、工夫及び慣行の所有並びに保護及び擁護の必要性に当然払うべき注意を払いつつ、原住民の社会及び地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行を環境的、社会的及び文化的影響アセスメント・プロセスの一部として考慮すること
- (d) 適正な技術の利用を促進すること
- (e) 提案された開発の悪影響を防止又は緩和する適切な措置を特定及び実行すること
- (f) 文化的、環境的及び社会的要素間の相互関係を考慮すること

4. 本ガイドラインは、開発がその範囲、規模及び継続期間、戦略的及び経済的重要性並びに影響の性質のような側面に関する性質、規模及び複雑性において非常に多様であることを認める。したがって、本ガイドラインは、各開発の特有の状況に応じて適用されるべきである。各国は、本ガイドラインが生物多様性及び他の社会の生活に悪影響を及ぼすべきでないこと並びに国際法及び他の国際的義務に合致する方法で実現されるべきであることを念頭に置きつつ、原住民の社会及び地域社会の必要性及び関心並びに国内の法的、行政的及び政策的枠組みを勘案し、その必要性及び要件に応じて文化的、環境的及び社会的影響アセスメント方法における措置を再定義することができる。

5. 本ガイドラインが生物多様性及び他の地域社会の生活に悪影響を及ぼ

すべきでないこと並びに国際法及び他の国際的義務に合致する方法で実現されるべきであることを念頭に置きつつ、文化的、環境的及び社会的影響アセスメント方法は、他の関連国内法令、ガイドライン並びに当該締約国により批准されて発効している国際的及び多数国間環境条約及び議定書を参照すべきである。

II. 用語

6. 本ガイドラインの適用上、

- (a) 「文化的影響アセスメント」とは、提案された開発が人々の特定の集団又は地域社会の生活様式に及ぼす可能性のある影響を評価するプロセスであり、当該集団又は社会の十分な関与の下に、当該集団又は社会により行われ得るものをいう。文化的影響アセスメントは、一般に、例えば、影響を受ける社会の価値観、信仰体系、慣習法、言語、風習、経済、地域環境及び特定の種との関係、社会組織及び伝統のような、提案された開発が及ぼす可能性のある有益な影響及び悪影響の両方を対象とする。
- (b) 「文化遺産影響アセスメント」とは、提案された開発が考古学的、建築学的、歴史的、宗教的、精神的、文化的、生態学的又は美的価値又は意義を持つ場所、建造物及び遺跡を含むある社会の文化遺産の顕現物に及ぼす可能性のある有益な影響及び悪影響の両方を評価するプロセスをいう。
- (c) 「慣習法」とは、行為に関する法的要件又は義務規則として受け入れられている慣行並びに社会及び経済制度の非常に重要かつ本質的な部分であるためにあたかも法であるかのようにみなされる慣行及び信念からなる法をいう¹。
- (d) 「環境的影響アセスメント」とは、相関する社会経済的、文化的影響、人間の健康に対する有益な影響及び悪影響の両方を考慮しつつ、提案された開発が環境に及ぼす可能性のある影響を評価し、それに関して適切な緩和措置を提案するプロセスをいう。

¹ Black's Law Dictionary【第7版】(2000年)に記載されている定義を参照。

- (e) 「神聖な場所」とは、国の政府又は原住民の社会により、宗教的及び/又は精神的重要性の故に特に重要なものとして原住民の社会又は地域社会の習慣に従って維持されている場所、物、構造体、地域又は天然の地勢若しくは地域を指す場合がある。
- (f) 「社会的影響アセスメント」とは、影響を受ける社会の(経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的側面を有する)権利並びに福祉、活力及び生存可能性一すなわち、所得分配、個人及び社会の物理的、社会的完全性及び保護、雇用水準及び機会、保健福祉、教育、住宅設備、インフラストラクチャー及び公益事業の利用可能性及び水準のような種々の社会経済的指標により測定した社会の生活の質一に対して提案された開発が及ぼす可能性のある有益な影響及び悪影響の両方を評価するプロセスをいう。
- (g) 「戦略的環境アセスメント」とは、政策決定の早期段階において、経済的、社会的及び文化的考慮を払いつつ、提案された政策、企画又は計画が及ぼす可能性のある環境的影響を完全に包含し、対処するために、それらの影響を評価するプロセスをいう²。
- (h) 「伝統的知識」とは、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行をいう。

III. 手続上の考慮

7. アセスメント・プロセスに関与する関係者が、開発の提案者、一以上の政府機関、原住民の社会及び地域社会、利害関係者並びにアセスメントを行う技術専門家を含むであろうことに注目し、さらに文化的、環境的及び社会的影響を単一のアセスメント・プロセスにまとめることが望ましいことに留意し、生物多様性関連問題を環境アセスメント法

² 「生物多様性関連問題を環境影響アセスメント法及び/又はプロセス並びに戦略的環境アセスメントに組み込むためのガイドライン」(決議 VI/7A の付属文書に記載)のパラグラフ第1項 (b) に含まれている定義から導かれた用語。

及び/又はプロセス並びに戦略環境アセスメントに組み込むためのガイドラインにおいて記述されている環境影響アセスメントの基本的構成要素を考慮し、統合されたアセスメントは、次の段階を含むべきである。

- (a) 準備段階
 - (i) 選抜
 - (ii) 範囲決定
- (b) 主段階
 - (i) 影響の分析及びアセスメント
 - (ii) 緩和措置の検討(開発を続行しないこと、影響を回避する提案の発見、開発の設計への保護措置の導入及び悪影響に対する金銭的及び/又は非金銭的な補償の提供を含む)。
- (c) 報告及び政策決定の段階
 - (i) 影響アセスメント調査の報告
 - (ii) 影響アセスメント調査の検討
 - (iii) 政策決定
 - (iv) 役割及び責任を含む管理及び監視計画、代替提案並びに緩和要求及び条件の案出
- (d) 監視・監査段階：監視及び環境監査

8. 上記の段階の一部として、原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発の影響アセスメントの実行に際し、以下の段階も考慮することができる。
 - (a) 提案者による提案された開発の通知及び公開協議
 - (b) 提案された開発により影響を受ける可能性のある原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者の特定
 - (c) 原住民の社会及び地域社会が影響アセスメント・プロセスへ参加するための効果的メカニズムの確立(女性、若者、高齢者及びその他の社会的弱者の参加を含む)
 - (d) 提案された開発により利益を害される可能性のある原住民の社

- 会又は地域社会の構成員の意見及び関心を記録するための合意されたプロセスの確立
- (e) 地域社会及び原住民の社会が自らの社会に影響を及ぼす可能性のある提案された開発について承認又は反対する選択肢を持つことが可能なプロセスの確立
 - (f) 原住民の社会及び地域社会が影響アセスメント手続のすべての段階について効果的に参加するために十分な人的、財政的、技術的及び法的資源の認識及び供与
 - (g) 提案された開発に起因して発生する可能性のある文化的、環境的及び社会的悪影響に関する不測事態への対応計画を含む環境管理又は監視計画（EMP）の確立
 - (h) 義務、救済、保険及び補償に関し責任を有する関係者の特定
 - (i) 提案された開発の提案者と影響を受ける原住民の社会及び地域社会の間で相互に合意した項目に関し、提案された開発の悪影響を防止又は緩和する措置を実施するために、必要に応じて行う協定又は行動計画の締結
 - (j) 審査及び上訴プロセスの確立
9. 環境的、文化的及び社会的影響アセスメントの焦点は必然的に多様であるが、すべての三種類のアセスメントを行うための段階又は過程は、おおむね同一であると想定する。しかし、小規模地元密着・創始開発の場合には、これらの段階の一部を省略することができる。

A. 提案者による提案された開発の通知及び公開協議

10. 開発提案の提案者又は所管政府当局は、開発を行う意図の通知及び公開協議のプロセスに従事すべきである。かかる通知はすべての通常の公的通信手段（新聞、ラジオ、テレビジョン、郵便物、町・村民会等を含む印刷物、電子的及び人的媒体）を利用し、社会の遠隔性又は孤立性、大多数が読み書きができない状況を考慮し、かかる通知及び協議が影響を受ける社会及び地方の言語により行われるようにしなければならない。かかる通知は提案者を明確に示し、当該提案の概要、

影響を受ける可能性のある場所及び社会、生物多様性の保全及び持続可能な利用に対して予期される影響がある場合にはその影響並びに可能性のある文化的及び社会的影響、公開協議の調整、連絡窓口及び影響アセスメント手続に関する期日を含むプロジェクト存続期間中の主要期日を記載し、国内法令及び準国内法令のほか準地域的、地域的及び国際的協定に基づく義務を明らかにすべきである。

11. 開発提案及び影響アセスメントは、影響を受ける原住民の社会及び地域社会を代表する組織並びに関連する利害関係者が公開調査及び協議のために閲覧できるようにすべきである。それには、提案に関するすべての詳細を含むべきである。提案された開発の通知及び公開協議は、影響を受ける原住民の社会又は地域社会が回答を作成するのに十分な時日を見込むべきである。回答を提出する機会に対し、提案者により十分かつ公正な考慮が与えられるべきである。

B. 提案された開発により影響を受ける可能性のある原住民の社会及び地域社会並びに関連する利害関係者の特定

12. 原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施する開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発が提案された場合、原住民の社会及び地域社会は、計画及び実施を含むアセスメント及び開発プロセスのすべての段階に参加するよう招請されるべきであり、かつ、それらにおいて十分な考慮を与えられるべきである。

13. 原住民の社会及び地域社会の構成員、専門家及び組織並びに関連する利害関係者を特定する公式プロセス（地域の公開協議を含む。）を実施すべきである。すべての当事者が特定された後、これらの当事者の代表からなる委員会を正式に設立し、特に選抜及び範囲決定段階に関して、環境管理及び監視計画並びに文化的及び社会的な不測事態への対応計画の樹立のために、影響アセスメント・プロセスについて勧告する当該委員会の任務を定めることが妥当である。この委員会の設立に

際し、原住民の社会及び地域社会が適切かつ十分に代表されるよう特に考慮を払うべきである。

C. 原住民の社会及び地域社会の参加のためのメカニズムの確立

- 14. 影響を受ける原住民の社会及び地域社会は、選抜及び範囲決定段階について勧告するために指名された機関に参加するよう招請されるか、又は開発提案に係る影響アセスメント・プロセスに関して協議を受けべきであり、かつ、国内法に従って、影響アセスメントの実施に関わる調査事項の設定に関与すべきである。選抜及び範囲決定段階においては、影響を受ける社会により既に制定されている社会開発計画及び戦略的環境アセスメントのためのメカニズムも考慮すべきである。
- 15. その他の影響アセスメント・プロセス段階に関して勧告するために設立された機関に代表を出すことに加えて、影響を受ける原住民の社会及び地域社会の十分かつ効果的な参加及び関与は、政策決定を含む影響アセスメントの実施中における社会関与の参加方式の使用を意図すべきである。提案者は、影響を受ける社会に対し、影響アセスメント及び開発プロセスのすべての段階を通じて定期的なフィードバックも行うべきである。
- 16. 影響を受ける原住民の社会及び地域社会の関与及び参加を容易にするために、できるだけ早い機会に地域の専門家を特定し、それらの者の専門知識を認識及び利用すべきである。

D. 提案された開発により利益を害される可能性のある原住民の社会又は地域社会の構成員の意見及び関心を記録するための合意されたプロセスの確立

- 17. 社会の遠隔性又は健康上の理由等により、社会の構成員が公開の会合に出席できる状況にない場合があるため、提案者及び影響を受ける原住民の社会又は地域社会の構成員は、社会の意見及び関心が適切に記録され得るプロセスを確立すべきである。書面による陳述の方が好ま

しいが、社会の構成員の意見は、当該社会の同意を条件として、ビデオ・テープ若しくは音声テープ又はその他の適当な方法により記録することができる。

E. 影響アセスメント手続のすべての段階に対する原住民の社会及び地域社会の効果的な参加のために十分な人的、財政的、技術的及び法的資源の認識及び供与

- 18. 締結国並びに影響を受ける原住民の社会及び地域社会による早期認識及び状況が是認する場合に、原住民及び地域の専門技術を支援するために必要な人的、財政的、技術的及び法的資源を（特に当該原住民の社会及び地域社会に対して）提供することにより、原住民の社会及び地域社会が影響アセスメント・プロセスに効果的に参加することが容易になる。一般に、提案された開発が大規模であるほど、見込まれる影響はより大きくかつ広範に渡り、したがって支援及び能力構築の必要性はより大きくなる可能性がある。

F. 提案された開発に起因して発生する可能性のある文化的、環境的及び社会的悪影響に係る不測事態への対応計画を含む環境管理又は監視計画の確立

- 19. 有益な影響を最大化しかつ悪影響を最小化するために、ほとんどの場合において、開発の実施を可能にするための枠組みを与える環境管理又は監視計画を確立することが必要である。環境管理又は監視計画の策定は、影響を受ける社会の開発計画及び/又は戦略的環境アセスメント措置が存在する場合には、それらの計画から導かれるべきであり、また、考えられる文化的及び社会的悪影響に関する不測事態への対応計画も含むべきである。

G. 法的義務、救済、保険及び補償に関し責任を有する関係者の特定

- 20. 影響を受ける原住民の社会及び地域社会の健康、福祉及び安全並びに

それらを維持している生態系を維持するために、また、可能な範囲内において、提案された開発の文化的、環境的及び社会的悪影響を防止するために、法的義務、救済、保険及び補償に関し責任を持つべき関係者を明確に特定しなければならない。

H. 開発の提案者と影響を受ける原住民の社会及び地域社会の間で相互に合意した項目に関する協定又は行動計画の締結

21. 影響を受ける原住民の社会及び地域社会の利益を保護するために、当該社会と開発の提案者の間で協定を締結することができる。かかる協定の項目は、国内法令を条件として、不作為代案の選択肢、すべての当事者の権利、義務及び責任の提示を含む影響アセスメントの手續面を包み、また提案された開発の悪影響を防止又は緩和する措置も取り扱うことができる。

I. 審査及び上訴プロセスの確立

22. 慣行的方法を含む調停及び紛争解決の方法を考慮しつつ、審査及び上訴手續を含む開発提案の政策決定プロセスに対する影響を受ける原住民の社会及び地域社会の十分な参加を国内法に従って保障していない締結国は、その実現のために努めるべきである。

IV. 文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの 単一プロセスへの統合

23. 原住民の社会及び地域社会と環境の独特な関係を念頭に置きつつ、本ガイドラインは文化的、環境的及び社会的影響アセスメントを単一のプロセスに統合することを考慮することを認める。影響アセスメントの実施は生物多様性条約第14条及び第8条 j 項に定義された要件に合致すべきであり、第8条 j 項及び関連する規定に関する作業計画の指針となる一般原則を考慮すべきである。本ガイドラインは生物多様性条約第14条に従って環境への影響アセスメント及び戦略的影響アセ

セスメントへの統合作業を考慮し、かつ、すべての環境影響アセスメント立法又は政策に文化的及び社会的考慮を組み込むよう注意を払うべきである。

A. 文化的影響アセスメント

24. 文化的影響アセスメント・プロセスを通じ、特に選抜及び範囲決定段階において、文化遺産、宗教、信条及び神聖な教義、慣行、社会組織の形態、土地利用の様式を含む天然資源利用体系、文化的に重要な場所、文化的資源の経済的価値、聖地、儀式、言語、慣習法体系並びに政治的な構造、役割及び慣習等の特定の文化的懸念についての問題が特定されるべきである。したがって、聖地を含む文化のすべての側面に対して考えられる影響が、文化的影響アセスメントを作成する際に考慮されるべきである。

25. 文化遺産への影響アセスメントは、共同体の文化遺産の顕現物に対して及ぼす可能性のある影響に関係し、しばしば国家遺産法の対象となる。文化遺産への影響アセスメントは、状況が許す場合には、国際的、国内的及び地域的遺産価値を考慮する必要がある。

26. 潜在的な遺産としての重要性を有する遺跡又は物が開発に関連した土木工事の間に発見された場合、適当な考古学的又は遺産アセスメントが完了するまで当該発見地域及びその周辺におけるすべての活動を中止すべきである。

27. 文化的影響アセスメントの範囲の決定に際し、次のことが考慮されるべきである。

- (a) 生物資源の継続する慣習的利用に及ぼす可能性のある影響
- (b) 伝統的知識、工夫及び慣行の尊重、保存、保護及び維持に及ぼす可能性のある影響
- (c) 協定
- (d) 聖地及び関連する儀式的又は祭礼的活動に及ぼす可能性のある

影響

- (e) 文化的プライバシーの必要の尊重
- (f) 慣習法の実施に及ぼす可能性のある影響

1. 生物資源の継続する慣習的利用に及ぼす可能性のある影響

28. アセスメントは、条約、特に第10条c項に関連する要件を満たす生物資源の慣習的利用については、そのような慣習的利用により維持及び育成される遺伝的多様性の減少が関連する伝統的知識、工夫及び慣習の喪失につながる可能性があるため、これを十分に考慮すべきである。

2. 伝統的知識、工夫及び慣行の尊重、保存、保護及び維持に及ぼす可能性のある影響

29. 文化的影響アセスメントの実施において、伝統的知識、工夫及び慣行の所有者及び知識自体に対して相当の考慮が払われるべきである。伝統的知識、工夫及び慣行の所有権、アクセス、管理、利用並びに普及を規定する慣習法は遵守されるべきである。公聴会及び法廷における司法手続に関連する可能性のあるものも含め、秘密の及び/又は神聖な知識の開示について、原住民の社会及び地域社会に関する協定が続いて規定されるべきである。秘密の及び/又は神聖な知識が開示される場合には、事前の情報に基づく同意及び適切な保護措置が確保されるべきである。

3. 協定

30. 開発の提案者と関係する社会により締結されることが考えられる合意又は行動計画の一部として、原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域における開発の適切な実施及びそれに関する人事を容易にするために、協定を策定することができる。特有の協定は、特定の種類の開発活動(例: アドベンチャー・ツーリズム、採鉱)について策定の必要があるかもしれない、また

地域社会及び、一定の場所を訪問するとき又は原住民の社会及び地域社会の構成員と関わるときに見られる行動を考慮する必要があるかもしれない。協定は関連する国内の、国内下位の、又は社会の自治政府の立法の下にある既存の規則を尊重すべきである。

4. 聖地及び関連する儀式的又は祭礼的活動に及ぼす可能性のある影響

31. 原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施する開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発が提案される場合には、そのような開発に関わる人事は、多くの聖地及び他の文化的重要性のある地域又は場所が、生物多様性の保全及び持続可能な利用、さらには、当該社会の福祉が依拠している天然資源の維持に関して重要な機能を有することを認識すべきである。

32. 聖地について提案された開発の潜在的な影響を評価することが必要な場合、アセスメント・プロセスには当該用地の管理人及び影響を受ける社会全体との協議の下での代替開発用地の選定をも含むべきである。聖地が提案された開発によって影響を受ける場合、及び当該用地を保護する法律が存在しない場合には、当該原住民の社会及び地域社会は提案された開発について土地に関する協定の策定を求めることができる。

5. 文化的プライバシーの必要の尊重

33. 開発の当事者及び開発に関連する人事は、特に通過儀礼や死に関連する儀式等の重要な儀式や祭礼に関し、原住民の社会及び地域社会のプライバシーに対する文化的な配慮及び必要性を尊重し、また、自らの活動がそのような社会の日課及び他の活動を阻害しないことを確保すべきである。

6. 慣習法の実施に及ぼす可能性のある影響

34. 開発提案は、影響を受ける社会の慣習法に及ぼす可能性のある影響について評価されるべきである。開発が外部の労働力の導入を必要とする場合、又は地域の慣習的な制度（例：土地保有形態、資源と利益の配分）の変更を必要とする場合、紛争が生じる可能性がある。したがって、慣習法の特定の部分を成文化し、管轄権の問題を明確化し、地域の法の違反を最小化するための方法を交渉する必要があるかもしれない。

B. 環境的影響アセスメント

35. 原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施する開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発提案についての影響アセスメントの環境部分の実施において、生物多様性関連問題を環境影響アセスメント立法及び/又はプロセスに統合するガイドラインと、戦略的環境アセスメントに関するガイドラインが考慮されるべきである。国内の環境影響アセスメント法及びプロセスは、原住民の社会及び地域社会の法的に確立した権利と同様に、既存の固有の土地に対する及び条約上の権利を尊重すべきである。情報収集プロセスとして、環境影響アセスメントは、影響を受ける原住民の社会及び地域社会に特有の活動、慣習及び信条を認識することにより、当該原住民の社会及び地域社会の権利保護に寄与しうる。

36. 生態系、種及び遺伝子レベルでの地域的な生物多様性に対する開発提案の直接的な影響は、特に原住民の社会又は地域社会及びその構成員が生計、福祉、及びその他の必要について依拠している生物多様性の構成要素に関して、評価されるべきである。間接的な影響は長期的に注意深く評価及び監視されるべきである。開発提案は、侵入生物種の導入に関して厳格に評価されるべきである。

1. ベースライン調査

37. 開発提案についての環境影響アセスメントを効果的に実施するため、影響を受ける原住民の社会及び地域社会と協議の上、影響を受ける原住民の社会又は地域社会への特定の重要性がある生物多様性の要素を確定するベースライン調査を実施することが望ましい。資源の評価を含む生物資源の詳細な知識（生態系、種及び遺伝的多様性）は、生物多様性及び文化的価値の保護に必要不可欠である。そのようなベースライン調査は、例えば、開発計画により影響を受ける生息環境の種類が（国内指定地制度の下での）既存の保全指定地のいずこかに見られるかどうか、並びに、特定の食料及び農業用穀物種（及び品種）が生息域外のコレクションに見られるかどうかを含むべきである。ベースライン調査は下記に関する情報を収集すべきである。

- (a) 種の目録（影響を受ける原住民の社会又は地域社会にとって、食料、医薬、燃料、飼料、建設、工芸品生産、衣服として、及び宗教及び儀式目的等のために重要な一定の種の特定を含む。）
- (b) 絶滅危惧種、危険のある種等の特定（国際自然保護連合（IUCN）のレッドデータブック、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）及び国内目録の参照可能）
- (c) 特に重要な生息地（繁殖又は産卵場、残存する自生植物、緩衝地帯及び回廊地帯を含む野生生物の避難場所、移動性の種の生息場所及び経路等として）並びに絶滅危惧種及び危機的な種の重要な繁殖期の特定
- (d) 一定の経済的重要性を有する地域の特定（狩猟地域及びわなを仕掛ける場所、漁業地、採集地域、放牧地、材木伐採場所及び他の収穫地として）
- (e) 生物多様性及び生態系にとって特に重要な物理的特徴及び他の自然要因（例：地域の需要に応える水流、泉、湖、鉱山又は採石場）
- (f) 宗教的、精神的、儀式的及び神聖な重要性を有する場所（神聖な森やトーテム的な場所等）の特定

38. 締約国会議により決定 V/6 のパラグラフ 1 において支持されたエコシ

システム・アプローチに関する原則11に従い、伝統的知識、工夫及び慣行、特に開発が提案されている特定の地域と長期的な関連を有する人々の伝統的知識、工夫及び慣行は、ベースライン調査の重要かつ必要不可欠な要素であると考えられるべきである。伝統的知識、工夫及び慣行は、古い写真、新聞記事、周知の歴史的出来事、考古学的記録、文化人類学的報告書及び保存用コレクションに収められているその他の記録により参照できる。

C. 社会的影響アセスメント

39. 開発提案により影響を受ける、又は受ける可能性のある原住民の社会又は地域社会に関する社会的影響アセスメントを効果的に実施するため、選択及び範囲決定段階では、教育的な必要、専門的な技術及び経済的な関わりとともに、性別及び人口統計要因、住居設備、雇用、インフラストラクチャー及びサービス、所得及び資産配分、生産の伝統的方式及び手段を考慮すべきである。
40. 提案された開発は、危険でない仕事の創出、当該開発の受益者からの適切な費用徴収による生存可能な収入、市場へのアクセス及び収入の機会の多様化といった、当該社会への有形の利益の関連で評価されるべきである。伝統的な経済への変化についてのアセスメントは、犯罪及び性感染症といった負の社会的影響についての経済的評価を含めることができる。
41. 食料生産に関する伝統的慣行の変化、又は特定の野生種の商業的な耕作及び収穫の導入を伴う開発は、それら変化及び導入について評価がなされるべきである。
42. 社会的影響アセスメントにおいて、原住民の社会及び地域社会の考え方に合致した社会的開発指標が作成されるべきであり、それは性別考慮、世代間考慮、健康、安全、食料及び生活保障の面のほか、社会的一体性及び流動化に及ぶ可能性のある影響を含むべきである。

43. 社会的影響アセスメントの範囲決定において、次のことを考慮すべきである。
 - (a) ベースライン調査
 - (b) 経済的考慮
 - (c) 土地所有権及び他の天然資源利用の伝統的制度に対して考えられる影響
 - (d) 性別についての考慮
 - (e) 世代間についての考慮
 - (f) 健康及び安全面
 - (g) 社会的一体性に対する影響
 - (h) 伝統的な生活様式
 - (i) 生活に必要な生物資源へのアクセスに対して考えられる影響

1. ベースライン調査

44. ベースライン調査の実施において、特に以下の分野が言及されるべきである。
 - (a) 人口統計的要素（人口数及び年齢構造、民族集団形成、人口の分布及び人口の移動（季節移動を含む。））
 - (b) 強制的な再定住、土地からの原住民の追放、及び否定住民を強制的に定住化させることを含む住居及び人の定住地
 - (c) 共同体の健康状態（浄水の入手可能性や伝染性及び風土性の病気等の特定の健康問題又は課題、栄養失調、推定寿命、伝統的医薬の利用等）
 - (d) 雇用水準、雇用の分野、技術（特に伝統的な技術）、教育水準（非公式及び公式の教育課程を通じて達成される水準を含む。）、訓練、能力構築要件
 - (e) インフラストラクチャー及びサービスの水準（医療サービス、運輸、廃棄物処理、給水、余暇についての社会的快適さ（又はその欠如）等）
 - (f) 所得の水準及び分配（相互主義、物々交換及び取引に基づく物及びサービスの分配についての伝統的な制度を含む。）

- (g) 資産分布 (例: 土地所有の取り決め、天然資源に係る権利、所得及び他の利益に関する権利を誰が有するかという点に関する他の資産の所有権)
 - (h) そのような制度における性別による役割を含む、生産 (食糧、薬、工芸品) に関する伝統的な制度
 - (i) 将来及び将来の希望を達成する方法に関する原住民の社会及び地域社会の見解
45. 特に、自給自足の原住民の社会及び地域社会に関し、さらに次の追加的要素及びそれに対する影響が考慮されるべきである
- (a) 狩猟並びに物々交換及び労働力取引を含む他の取引形態のような、伝統的な貨幣によらない交易制度
 - (b) 関連する経済的及び社会的関係
 - (c) 性別の役割及び関係の重要性
 - (d) 社会における伝統的な責任並びに衡平及び平等の概念
 - (e) 狩猟、採集又は採取される資源を含む天然資源の共有に係る伝統的な制度
2. 経済的考慮
46. 原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において提案された開発は、環境的なサービスに対する支払い、安全で危険の無い労働環境での雇用創出、適切な費用徴収からの生存可能な収入、中小規模事業の市場へのアクセスと収入創出の (経済的な) 機会の多様化といった、当該社会に生ずる有形の利益を確保するべきである。国内立法又は関連する国内規制に従って、原住民の社会及び地域社会は、投資された資源が効果的に利用されていることを確保するために、参加している開発の財務監査過程に関与すべきである。
3. 土地所有及び他の天然資源の利用についての伝統的制度に及ぼす可能性のある影響

47. 特に食糧生産に関する伝統的な慣行の変更、又は特定の野生種の商業的耕作及び収穫の導入 (例: 特定のハーブ、香辛料、医療用植物、魚、毛皮又は皮革) を伴う開発は、新たな規模の生産を適応させるために、伝統的な土地所有権制度の再構築又は土地を取用する圧力や、生物多様性の持続可能な利用に対する圧力となるかもしれない。この種の変化の波及効果は遠くまで及ぶものであり、原住民の社会及び地域社会の価値観を考慮して適切に評価される必要がある。野生種の耕作及び/又は商業的な収穫についての考えられる影響もまた評価・言及されるべきである。

4. 性別についての考慮

48. 社会的影響の評価において、生物多様性の管理人、(性別特有の) 伝統的知識、工夫及び慣習の特定の要素の所有者であることに加えて、家族の食糧提供者・養育者、社会の意思決定者及び世帯主としての役割についての相当の注意を持って、影響を受ける社会の女性に対する提案された開発の潜在的な影響を調査する必要がある。

5. 世代間についての考慮

49. いかなる社会的影響調査においても、提案された開発の社会内のすべての世代に対する潜在的な影響が調査されるべきである。特に懸念されるのは、年長者が若年者にその知識を伝える機会を潜在的に妨げるかもしれない、又はある技術や伝統的知識、工夫及び慣行を必要のないものとするかもしれないような影響である。

6. 健康及び安全面

50. 影響アセスメント・プロセスにおいて、提案された開発の健康及び安全面が精査されるべきである。安全面は、建設中の身体的な損傷や、さまざまな形態の汚染、性的搾取、社会的騒動、薬用種の生育地の破壊及び農薬等化学物質の使用から生じる健康に対するリスクを含む

ものである。他地域からの労働者は、現地住民が免疫を持たない、又はその社会内で感染の証拠がない感染性疾患について検査をされるべきである。

7. 社会的一体性に対する影響

51. 影響アセスメント・プロセスは、特定の個人又は集団が不正に有利又は不利な地位に立ち開発の結果として共同体に害をなすことがないことを確実にすることにより、影響を受ける地域及びその住民の全体に対して提案された開発が及ぼす可能性のある影響を考慮すべきである。

V. 一般的な事項

52. 原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施する開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発提案についての影響アセスメントを実施する際、次の一般的な事項が考慮されるべきである。
- (a) 影響を受ける原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意
 - (b) 性別についての考慮
 - (c) 影響アセスメントと社会開発計画
 - (d) 法的考慮
 - (e) 文化的、環境的及び社会的影響アセスメント・プロセスで用いられる伝統的知識、工夫及び慣行の所有、保護及び管理
 - (f) 脅威の軽減及び排除のための措置
 - (g) 透明性の必要
 - (h) 見直し及び紛争解決手続の確立

A. 影響を受ける原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意

53. 原住民の社会及び地域社会の事前の情報に基づく同意を国内法制が要

請している場合には、評価プロセスはそのような事前の情報に基づく同意が得られているかどうかを考慮すべきである。影響アセスメント・プロセスの様々な段階に対応する事前の情報に基づく同意は、原住民の社会及び地域社会の権利、知識、工夫及び慣行、適切な言語及びプロセスの使用並びに十分な時間の割当て及び正確で事実に基づき、法的に正しい情報の提供に配慮すべきである。当初の開発提案の変更は影響を受ける原住民の社会及び地域社会の追加の事前の情報に基づく同意を必要とする。

B. 性別についての考慮

54. 生物多様性の保全と持続可能な利用における女性及び若者、特に原住民の社会及び地域社会における女性及び若者が担う重要な役割、並びに生物多様性の保全に関する政策決定及び実施における女性の完全かつ有効な参加の必要が十分に考慮されるべきである。

C. 影響アセスメントと社会開発計画

55. 原住民の社会及び地域社会は、自らの社会開発計画を形成するよう奨励され、そのために必要な支援と能力の提供を受けるべきである。そのような計画は、開発計画の目標及び目的に比例した戦略的環境評価並びに原住民の社会及び地域社会によって規定される適切な貧困撲滅プログラムの機構を含み、かつ、進展させるべきである。
56. 原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案されたいかなる開発又はそれに影響を及ぼす可能性のあるいかなる開発も、経済的、社会的、文化的及び環境的問題を一方とし、他方を生物多様性の保全と持続可能な利用の機会の最大化、条約第8条j項に従ったアクセス及び衡平な利益の配分と、伝統的知識、工夫及び慣行の承認とする間での均衡を維持すべきであり、また生物多様性に対するリスクを最小限にしようとするべきである。文化的、環境的及び社会的影響アセスメン

ト・プロセスはこれを反映すべきである。

D. 法的考慮

57. いかなる評価手続においても、国際的義務に矛盾しない国内立法に従って、政府、その機関及び開発提案者は、伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域並びに関連する生物多様性に対する原住民の社会及び地域社会の権利を考慮すべきである。

58. 実施、責任及び救済措置を含め、文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施中に生じるかもしれない問題に関しては特にであるが、法的責任の明確化の必要がある。

E. 文化的、環境的及び社会的影響アセスメント・プロセスで用いられる、伝統的知識、工夫及び慣行の所有、保護及び管理

59. エコシステム・アプローチに従って、開発提案の提案者は、関連する場合に、原住民の社会及び地域社会が有する生物多様性の使用についての知識と価値を理解及び適用すること、及び持続可能な開発のためにそれらを適用することの重要性を認識すべきである。

60. 提案された開発に関連するすべての状況において、慣習法並びに伝統的知識、工夫及び慣行に関する原住民の社会及び地域社会の知的財産権は尊重されるべきである。そのような知識は当該伝統的知識の所有者の事前の情報に基づく同意がある場合にのみ使用されるべきである。その権利を保護するために、原住民の社会及び地域社会は、文化的、環境的及び社会的影響アセスメント・プロセスにおいて伝統的知識、工夫及び慣行へのアクセス及び利用に関する関連国内立法に整合する協定を策定するべき又は策定のための支援を受けるべきである。要請があった場合には、そのような協定策定の支援が提供されるべきである。

F. 脅威の軽減及び排除のための措置

61. 影響アセスメント、及び、特に生物多様性の重大な減少又は喪失の脅威がある開発に関連する軽減措置については、完全なる科学的確実性の欠如はそのようなおそれを回避又は最小限にする措置を延期する理由としては用いられるべきではない。

G. 透明性の必要

62. 文化的、環境的及び社会的影響調査の実施、及び、国家安全の問題及び秘密の/神聖な伝統的知識、工夫及び慣行の扱いに関する秘密性が要求される場合を除く、いかなる意思決定プロセスにおいても、透明性及び公的説明責任が維持されるべきである。伝統的知識、工夫及び慣行に関するベースライン調査についての影響アセスメント・プロセスを通じて収集された情報の非開示条項が確保されるべきである。

H. 見直し及び紛争解決手続の確立

63. 開発提案に関して及びその後の影響アセスメント・プロセスにおいて生ずる可能性のあるいかなる紛争にも対処するために、紛争解決の手段又はメカニズムが利用可能であるべき又は確立されるべきである。

VI. 方法及び手段

A. 能力の強化及び再構築

64. 原住民の社会及び地域社会の文化的及び社会的考慮並びに生物多様性関連考慮を国内環境影響アセスメント制度へ組み込むことを目的とする活動には、能力の適切な強化及び再構築が伴うべきである。影響アセスメントを担当する機関は、伝統的知識、工夫及び慣行に関する専門知識を必要とする。同時に、影響アセスメント方法、技術及び手続において、原住民の社会及び地域社会の専門知識が必要となる。環

境的影響アセスメントでは、関連生態系に関する伝統的知識、工夫及び慣行に詳しい専門家（原住民専門家を含む。）をアセスメント・チームに含むべきである。

65. アセスメント実施者と原住民の社会及び地域社会代表者の両方のために、環境的影響又は戦略アセスメントの文化的、社会的及び生物多様性関連側面並びに文化的、社会的及び生物多様性資源の経済的価値に関する訓練ワークショップを開催することで、これらの問題に関する文化間理解の醸成を促進できるであろう。
66. 原住民の社会及び地域社会が、目標及び目的に即した当該地域自身の開発必要性に対するより文化的に適切な戦略的、総合的及び段階的な対処方法を採用することを可能にする原住民の社会及び地域社会自身の社会開発計画を策定するために、原住民の社会及び地域社会を奨励及び支持していない政府は、これらを行うべきである。これらの計画は、戦略的環境アセスメント政策を含むか、又は、影響アセスメントを開発提案に適用するための計画及び意思決定に社会的、環境的及び文化的考慮を組み込むための体系的プロセスの提供を目的とすべきである。

B. 立法権限

67. 原住民の社会及び地域社会に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメント・プロセスが、環境的影響アセスメント及び戦略的環境アセスメントの手続における不可欠な部分とされ、法律に組み込まれ、かつ、プロジェクト又は政策の作成者が悪影響を回避、低減又は緩和する文化的、環境的及び社会的に最も十分かつ効率的な選択肢を見出すための要件が明確にされた場合、開発者は、非常に早い段階において、すなわち、プロジェクト適用又は同意段階より前に、場合によっては選抜手続より前に、開発プロセスを改善するために文化的、環境的及び社会的影響アセスメント・ツールを利用するよう促されるであろう。

C. 情報の交換

68. 生物多様性に関する条約のクリアリング・ハウス・メカニズム（情報交換メカニズム）のようなウェブベースの情報源並びに経験及び情報を交換するその他の手段（伝統的な意思伝達手段を含む。）は、環境影響アセスメント・プロセス及び戦略的環境アセスメントにおける原住民の社会及び地域社会の文化的、社会的及び生物多様性関連関心の実施及び統合の両方に関する情報及び経験について、利用可能な最善の方法及び有益な情報源に関する意識の向上に役立つであろう。また、これらの情報源及び手段は、環境影響アセスメントに関する情報の提供及び交換のために発展させ、かつ、利用すべきである。
69. 文化的、環境的及び社会的影響アセスメントにおける経験を有する原住民の社会及び地域社会の構成員とアセスメント実施者との意思伝達は緊急の必要に迫られている。よって、ワークショップ及び事例研究アセスメントを通じて、又は例えば生物多様性に関する条約の第8条j項及びクリアリング・ハウス・メカニズムの関連規定に関するフォーカル・ポイントを利用した経験の共有を通じて、強化すべきである。

D. 資源

70. 原住民の社会及び地域社会並びに関連する国内組織が、国内影響アセスメントのすべての側面に十分に参加できるようにするために、これらの組織が、財政的、技術的及び法的支援を含む資源を利用できるようにすべきである。この支援は、可能な場合には、各国政府により提供され、また、開発途上国及び過渡期経済の国においては適切な援助機関により与えられるであろう。